

名古屋市図書館館則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第12号

名古屋市図書館館則の一部を改正する規則

名古屋市図書館館則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者 に対しては、退館を命ずることがある。 (1)～(3) (略) (4) その他館長（東図書館、中村図書館、 富田図書館、守山図書館、志段味図書 館、緑図書館、徳重図書館、名東図書 館及び天白図書館（以下「東図書館等」 という。））にあつては、指定管理者。 以下同じ。）において支障があると認 める者	第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者 に対しては、退館を命ずることがある。 (1)～(3) (略) (4) その他館長（東図書館、中村図書館、 富田図書館、守山図書館、志段味図書 館、緑図書館、徳重図書館、名東図書 館及び天白図書館にあつては、指定管 理者。以下同じ。）において支障があ ると認める者
第17条 自動車図書館において同時に個人	第17条 自動車図書館において同時に個人

貸出しすることのできる図書の数は、8冊以内とする。ただし、自動車図書館の業務に支障がない場合において、中央図書館長が特別の事由があると認めるときは、<u>10冊</u>を限度としてその数を増加することができる。 2 (略) 第30条 条例第5条第2項の規定による<u>東図書館等</u>の指定管理者の指定の申請は、名古屋市図書館指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。 2・3 (略)	貸出しすることのできる図書の数は、8冊以内とする。ただし、自動車図書館の業務に支障がない場合において、中央図書館長が特別の事由があると認めるときは、<u>20冊</u>を限度としてその数を増加することができる。 2 (略) 第30条 条例第5条第2項の規定による<u>東図書館、北図書館、楠図書館、山田図書館、中村図書館、富田図書館、港図書館、南陽図書館、南図書館、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館（以下「東図書館等」という。）</u>の指定管理者の指定の申請は、名古屋市図書館指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。 2・3 (略)
---	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。